本学教職課程における「教育に関する制度的事項」の授業実践

遠藤健治

美作大学•美作大学短期大学部紀要(通卷第66号抜刷)

美作大学•美作大学短期大学部紀要 2021, Vol. 66, 93~103

#### 報告・資料・研究ノート

### 本学教職課程における「教育に関する制度的事項」の授業実践

A Class Practice Dealing with "Institutional Issues in Education" during the Teacher-Training Course at Mimasaka University

遠 藤 健 治

キーワード:教育課程、教育に関する制度的事項、大学における授業実践

#### はじめに

本学は、岡山県津山市に所在する学生数1100名程度の小規模大学である。生活科学部のみを有し、食物学科、児童学科、社会福祉学科から構成されている。そうした本学の「理念」、「目標」は、つぎの4点である<sup>1</sup>。

①専門教育と教養教育の充実、および両者の調和を 図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与で きる、人間性豊かな専門的職業人の育成を目指す。 ②小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し 能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目 指す。

③地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。 ④地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、

文化の進展に寄与することを目指す。

こうした「理念」、「目標」のもと、食物学科においては中学校、高等学校教諭一種(家庭)、栄養教諭一種、児童学科においては小学校教諭一種、幼稚園教諭一種、社会福祉学科においては高等学校教諭一種(福祉)免許状の取得を目的とする教職課程が置かれている。では、これら本学教職課程において、「教育に関する制度的事項」は、これまでいかなる授業実践がなされてきたのか。そして、今回の大学における教職課程の再課程認定を機に、今後いかなる授業実践がめざ

されるべきなのか。本稿は、こうした問題意識のもと、 児童学科教職課程において「教育に関する制度的事項」 を取り扱ってきた教育原理IIに注目し、再課程認定に 際して示された教職課程コアカリキュラムとの比較を 中心として、その答えを探っていきたい。

# 1、大学における教職課程の再課程認定と「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の教職課程コアカリキュラム

本章においては、うえの課題を解明するにあたり、 あらかじめ今回の教職課程の再課程認定(2017年度申 請、18年度審査、19年度より新課程実施)、ならびに 本稿が対象とする「教育に関する社会的、制度的、又 は経営的事項」の教職課程コアカリキュラムを概観し ていこう。

# 1-1、教職課程の再課程認定と教職課程コアカリキュラム

まず、今回の教職課程の再課程認定の概要に触れ、 新たに示された教職課程コアカリキュラムとは何かに ついて言及してみよう。

今回の再課程認定は、2015年中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」をふまえ、新学習指導要領の実施(小学校においては2020年度、中学校においては21年度、高等学校においては22年度から全面実施)を視野に入れた2017年

の教育職員免許法の改正に伴うものである。その際、①従来の「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を廃し、三者を新たに「教科及び教職に関する科目」として統合する、②そのうち旧「教職に関する科目」については教職課程コアカリキュラムによる審査を行う点において、これまでと異なっている。では、教職課程コアカリキュラムとは何か。それは、「教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである」<sup>2</sup>。そして、それをふまえたうえで、大学の教職課程においては、「教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたうえで、さらに、その自主性や独自性を発揮した教育内容や、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容を取り扱うこと」<sup>3</sup>が求められている。

# 1-2、「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の教職課程コアカリキュラム

では、本稿が対象とする「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の教職課程コアカリキュラムとは、いかなる内容なのか。本節においては、それを概観してみよう。

教職課程コアカリキュラムは、「当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力」<sup>4</sup>である「全体目標」、全体目標を「内容のまとまり毎に分化させた」<sup>5</sup>「一般目標」、「学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準」<sup>6</sup>である「到達目標」により構成されている。そこで、まず「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の「全体目標」を引用するならば、つぎのとおりである<sup>7</sup>。

現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付 け、それらに関連する課題を理解する。なお、学校 と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応 に関する基礎的知識も身に付けること。

これによれば、本事項においては、学校教育に関す

る社会的、制度的、経営的事項から選択のうえ、①その基礎的知識と関連する諸課題の理解、②学校と地域との連携に関する理解、③学校安全への対応に関する基礎的知識の獲得が「全体目標」としてあげられていることがわかる。そこには、「教員が職務を遂行していく際に、その職務がより広いコンテクストにおいてどのような意味を持つのかを反省的ならびに実践的に捉える」<sup>8</sup>、「教員がそれぞれの時代や社会において期待される役割を各人が理解するうえで不可欠の知識や素養を修得する」<sup>9</sup>という意図が込められている。

これをふまえ、本稿の目的に照らし、「教育に関する制度的事項」に限定するならば、その「一般目標」は、「現代公教育制度の意義、原理及び構造について、その法的及び制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付け、そこに内在する課題を理解する」 $^{10}$ とされている。そして、その「到達目標」として、つぎの4点があげられている $^{11}$ 。

- ①公教育の原理及び理念を理解している。
- ②公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
- ③教育制度を支える教育行政の理念及び仕組みを理解している。
- ④教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

では、各「到達目標」の具体的内容とは何か。①の 具体的内容とは、義務制、無償制、非宗教性など、い わゆる公教育の原理に関する理解、つぎに触れる諸法 規において生涯学習社会の実現や教育の機会均等が規 定されていることに関する理解をさす<sup>12</sup>。②の具体的 内容とは、日本国憲法、教育基本法、学校教育法な ど、公教育制度を支える基本的法規に関する理解、そ れらの制定、さらには改正の経緯や背景、またその改 正をめぐって生じた諸議論や、改正内容に関する理解 をさす<sup>13</sup>。③の具体的内容とは、教育委員会制度など の教育行政が一般行政から独立するというその位置づ けや、仕組みに関する理解をさす<sup>14</sup>。④の具体的内容 とは、学校段階間の接続や連携をめぐる動向、学校外の教育施設での学修と就学義務の関係に関する理解、中等教育学校、義務教育学校、認定こども園といった教育制度改革に関する理解をさす<sup>15</sup>。

ところで、うえの「全体目標」にもあるように、本事項においては、学校教育に関する社会的、制度的、経営的事項のいずれを選択するにしても、あわせて「学校及び地域との連携」、「学校安全への対応」といった内容を取り扱うことが求められている。そのうち、前者の「一般目標」は、「学校及び地域との連携の意義並びに地域との協働の仕方について、取組事例を踏まえて理解する」<sup>16</sup>とされている。そして、その「到達目標」として、つぎの2点があげられている<sup>17</sup>。

①地域との連携及び協働による学校教育活動の意義 並びに方法を理解している。

②地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

これらの具体的内容とは、地域との連携、協働による開かれた学校づくりが進められてきた経緯、その意義と方法に関する理解、またたとえばコミュニティ・スクールの可能性など、学校と地域との連携、協働体制を持続可能にする仕組みに関する理解をさす<sup>18</sup>。

一方、後者の「一般目標」は、「学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する」  $^{19}$  とされている。そして、その「到達目標」として、つぎの  $^{2}$  点があげられている  $^{20}$  。

①学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、学校保健安全法に基づき、危機管理並びに事故対応を含む学校安全の必要性を理解している。

②生活安全、交通安全及び災害安全等の各領域の安全管理並びに安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

これらの具体的内容とは、学校管理とともに、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」からなる学校安全の具体的な取り組みに関する理解をさす<sup>21</sup>。

#### 2、本学教育原理 II による「教育に関する制度的事項」 の授業実践

では、「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の教職課程コアカリキュラムの一方で、本学においては、「教育に関する制度的事項」について如何なる授業実践がなされてきたのか。本章においては、本学教育原理IIによる「教育に関する制度的事項」の授業実践に注目し、それを本学児童学科の目的および目標、3ポリシーと本講義のカリキュラムツリーにおける位置づけをふまえたうえで、その内容をシラバスにより、方法をレジュメ、ならびに試験問題により、成績を受講登録者数、合不合格者数などにより、成果を授業アンケートの結果によりみていこう。

## 2-1、本学児童学科の目的および目標、3ポリシーと教育原理IIのカリキュラムツリーにおける 位置づけ

本節においては、本学児童学科の目的および目標、 アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、 カリキュラム・ポリシーをふまえたうえで、本講義の カリキュラムツリーにおける位置づけをみてみよう。

まず、本学科の目的および目標についてである。本学科は、小学校教員養成コースと保育士・幼稚園教員養成コースの2コースから構成されている。両者に共通する目的は、「子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化・多様化等に対応した教育の推進を通じ、主体的に学び続ける社会人としての資質を育成し、保育・教育・子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成」22である。そして、この目的達成のため、小学校教員養成コースにおいては、つぎの3つの目標があげられている<sup>23</sup>。

①児童文化、心理学、教育学等の学修を基礎に、教

職に関する専門的識見を養う。

- ②教育現場への積極的参加により学習知と実践知と を結合させ、小学校教員としての実践力を培う。
- ③小学校教員の職務についての幅広い理解に基づ き、教職に対する情熱、使命感、倫理観、責任感を 養う。

また、保育士・幼稚園教員養成コースにおいては、 つぎの4つの目標があげられている $^{24}$ 。

- ①乳幼児の心身の発達、養護と教育についての学修 を基礎に、子どもへの理解を深化させる。
- ②心理系科目および福祉系科目の修得により、人間 理解を深め、保育者としての資質能力を培う。
- ③保育技術の習得、保育現場への積極的参加によ り、保育者としての実践力を培う。
- ④保育者の職務についての理解に基づき、保育に対 する使命感や責任感を養う。

つぎに、アドミッション・ポリシーについてである。これは、本学科における入学者受け入れの方針をさす。同ポリシーを引用するならば、つぎのとおりである $^{25}$ 。

- ①子どもの教育や発達支援を通して、地域社会に貢献したいという夢を持っている人
- ②子どもの現在と未来に興味・関心を持っている人
- ③子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざ し、皆とコミュニケーションのとれる人
- ④高校までの基礎的学力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人

そして、ディプロマ・ポリシーについてである。これは、本学科における卒業認定・学位授与の方針をさす。同ポリシーを引用するならば、つぎのとおりである<sup>26</sup>。

児童学科では、保育・教育・子育て支援の分野にお

いて、子どもについての深い知見、現場で求められる社会人としての基礎的能力、職務に対する使命感や責任感など職業人としての資質、現場体験に基づく実践的・応用的能力を養うことを目的とした教育課程について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

なお、これは、「知識・理解」、「専門職としての態度」、「社会人としての基礎的能力」、「実践的・応用的能力」の4つの分野に大別されている。そして、つぎにあげるカリキュラム・ポリシーのもと、各講義などが各学年に配当されている。そこで、カリキュラム・ポリシーを引用するならば、つぎのとおりである<sup>27</sup>。なお、同ポリシーは、うえのディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム編成の方針をさす。

- ①社会人としての一般教養及び課題解決能力を養う ために、基礎教育科目を設置する。
- ②子どもへの理解を深めるために、児童文化領域・ 心理学領域・教育学領域に関する科目を設置する。 ③教員としての資質の向上を図り、実践力を養うた めに、教科関連領域・教職関連領域に関する科目を
- ④保育者としての資質の向上を図り、実践力を養う ために、子育て支援領域に関する科目を設置する。

設置する。

⑤エビデンスに基づく論理的思考などのスキルを養 うための科目を設置する。

これをふまえ、最後に本講義のカリキュラムツリーにおける位置づけに言及しよう<sup>28</sup>。カリキュラムツリーとは、カリキュラムをディプロマ・ポリシーとの対応関係のもと、講義間の連絡や学修順序を体系的にツリー化すなわち樹形図的に示すものである。それによると、本講義は、前述したデイプロマ・ポリシー4分野のうちの「知識・理解」のうち、とくに「保育・教育や保育者・教育者の職責について理解している」という要素を含む専門教育科目として、またうえのカリキュラム・ポリシーにある「教育学領域」の科目と

して、1年次配当の実践力基礎演習、2年次配当の教育原理 I の上位に連絡する3年次後期配当2単位の「専門上級科目」として位置づけられている。なお、本講義は、小学校および幼稚園教員免許状必修科目である。

#### 2-2、教育原理||の講義内容

本節では、本講義の内容をシラバスによりみてみよう。その際、2019年度シラバスを事例としたい。なお、本学のシラバスは、「ディプロマ・ポリシーの要素との関連」、「授業の目標」、「授業の内容及び方法」、「履修上の注意・要望等」、「授業計画(課題及び授業時間外の学習内容を含む)」、「授業外の学修(予習・復習等)について」、「アクティブ・ラーニングに関する事項」、「評価方法」、「教材」、「キーワード」により構成されている。

「ディプロマ・ポリシーの要素との関連」については、すでに触れたように「保育・教育や保育者・教育者の職責について理解している」とされている。

これをふまえ、まず、「授業の目標」についてである。 それは、「本講義は、義務教育制度を主とした現在の 教育制度について、その成立までの歴史的経緯をふま えたうえで、制度的特質や思想的、理念的意味を学び、 加えて関連、内包する諸課題について考察を深めるこ とをめざす」<sup>29</sup>とされている。

つぎに、「授業の到達目標」についてである。それは、「受講者は、これから就くであろう教育現場の成り立ちについて理解し、さらにそこでの現在的諸課題解決への糸口を探ることができる」30とされている。ここでは、本講義が小学校および幼稚園教員免許状必修科目であることに照らし、将来の教職志望者にとって必要な教養の獲得が到達目標としてあげられている。

そして、「授業の内容及び方法」についてである。 そこでは、本講義の柱として、つぎの6本があげられ ている。具体的には、①戦前、日本における義務教育 制度成立の経緯と思想的、理念的背景、②戦後教育の 原理、およびその思想と理念、③学校の種類、④義務 教育制度のしくみ、⑤学校における子ども、⑥学校に おける教職員が該当する<sup>31</sup>。そして、これらを前述した教職課程コアカリキュラムに示された「教育に関する制度的事項」の「到達目標」と対照するならば、「公教育の原理および理念の理解」は①、「公教育制度を構成している教育関係法規の理解」は②、「教育制度を支える教育行政の理念および仕組みの理解」は⑥、「教育制度をめぐる諸課題の例示」は③、④の各柱において取り扱われている。

そのうえで、「授業計画(課題及び授業時間外の学 習内容)」すなわち本講義各回の具体的内容を引用す るならば、つぎのとおりである<sup>32</sup>。

- 第1回 ガイダンス
- 第2回 戦前、日本における義務教育制度成立の経 緯と思想的、理念的背景
- 第3回 戦後教育の原理、およびその思想と理念1 一教育法規をめぐる勅令主義と法令主義一
- 第4回 戦後教育の原理、およびその思想と理念2 一学習権の保障と日本国憲法および教育基 本法一
- 第5回 学校の種類1-義務教育諸学校と学校の設置者-
- 第6回 学校の種類2一設置者管理主義と設置者経 費負担主義一
- 第7回 義務教育制度のしくみ1 ―義務教育制度と 就学義務―
- 第8回 義務教育制度のしくみ2一学校設置義務と 就学保障義務、避止義務一
- 第9回 学校における子ども1一懲戒と体罰、出席 停止—
- 第10回 学校における子ども 2 一就学をめぐる諸手 続一
- 第11回 学校における子ども3 ―児童虐待防止法と 少年法―
- 第12回 学校における教職員1-教職員の名称と職 務内容-
- 第13回 学校における教職員 2 —教員免許状制度の 原則と免許状の種類および効力—

第14回 学校における教職員3-教育公務員の任 免、研修、服務・義務-

第15回 学校における教職員 4 一分限処分と懲戒処 分一

さて、各回の具体的内容をさきの本講義の6本の柱と対照するならば、第1回のガイダンスはさておき、①は第2回、②は第3回、第4回、③は第5回、第6回、④は第7回、第8回、⑤は第9回から第11回、⑥は第13回から第15回において配当されている。

また、教職課程コアカリキュラムに示された「学校と地域との連携」といった内容については第4回、ならびに第5回、第6回において、「学校安全への対応」といった内容については第11回、ならびに第12回において触れられている。しかし、その取り扱いは、教職課程コアカリキュラムと対照するならば、十分とは言えない。

なお、「アクティブ・ラーニング」については講義中に質疑応答を取り入れることをもってそれにあて<sup>33</sup>、「評価方法」については「試験成績、受講態度(100%)により評価する。試験答案は、採点後返却する」<sup>34</sup>とされている。

このほか、「履修上の注意・要望等」は、「①失格に つながる不用意な欠席、遅刻は避ける、②遅刻者、中 抜け者の出席は認めない、③指名時に、寝ている者の 出席も認めない、④授業態度不良の者は、その場で失 格にし、その後の講義への出席は一切認めない。35。「授 業外の学修(予習・復習の指示、学修時間等)につい て」は、「本講義を履修するにあたって、おおむね30 時間程度の自主学修が必要となる。日々の予習・復習 や試験対策に加えて、休日や長期休業期間などを利用 して、授業で学修した内容を自主学修すること | 36。 「教材」は、「講義に際し、プリントを配付するほか、 適宜指示する。また、各自参考書として、教育六法や 小六法を購入しておくと将来の教員採用試験受験に役 立つ」<sup>37</sup>とされている。また、「キーワード」としては**、** 「教職、学校教育、義務教育、教育の目的および理念、 教育の歴史」38があげられている。

#### 2-3、教育原理||の講義方法

本節では、本講義の方法をレジュメ、ならびに試験問題を紹介することによりみてみよう。ここでも、2019年度を事例としたい。

まず、レジュメについてである。本講義においては、毎回A3用紙2枚から3枚程度のレジュメが配布されている。図1は、一例として、そのうちの第6回「学校の種類2一設置者管理主義と設置者経費負担主義一」のレジュメの一部を抜粋したものである。

このように、いずれの回においても、義務教育制度を構成する関係諸法規の理解をはかることを目的として、またそれを支える行政機構のあり方についての理解を深めることを目的として講義が進められている。その際、穴埋め問題を用いて、それに対して学生に口頭で解答させ、さらにそれをもとに法規の内容を解説するといった授業の形態がとられている。そこでは、教員の一方的な講義といった形態に陥らない工夫がなされている。しかし、ICT機器などは、利用されていない。これについては、今後の課題である。

教育原理第6回

学校の種類 (その2)

1. 学校の設置義務

学校教育法第38条(小学校の設置義務)

[1] は、その区域内にある [2] を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

学校設置義務とは、(義務教育諸)学校の設置を行政機関に義務づけることで、義務教育 制度を保証するための法的措置である。学校設置義務は、「一条校」のうち [3]、中学校、 特別支援学校 [4]、[5] にのみ課せられている。一方、他の「一条校」である幼稚園、義 務教育学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校の設置にそうした義務は課せ られてはいない。

学校教育法第80条 (特別支援学校の設置義務)

[1] は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、[2]、[3]、[4]、[5] 又は [6] …を就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

学校教育法第76条第1項(特別支援学校における小学部、中学部の設置義務)

特別支援学校には、【7】及び【8】を置かなければならない。

学習権思想に基づく教育の機会均等を保証する趣旨からも、[1] には特別支援学校の設 置が義務づけられている。なかでも義務教育に該当し、小学校、中学校に準ずる教育を行 う [7]、[8] が必置と定められている。

図 1 第 6 回「学校の種類 2 一設置者管理主義と設置 者経費負担主義一」のレジュメの一部抜粋 問1 つぎの【】に適する語句を記入せよ。

#### ●少年法第1条

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正 及び環境の調整に関する【 】 処分を行うとともに、少年の【 】 について特別の措置を講ずることを目的とする。

#### ●学校教育法第80条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、【 】、【 】 又は【 】、【 】 又は【 ... を 放学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

### 図 2 2019年度試験問題における穴埋め問題の一部抜粋

間 4 津山市立幼保連携型 A こども関保育教諭は、教育公務員なのか。だとしたら、一般地方公務員と比較し、その研修の特徴とは何か。

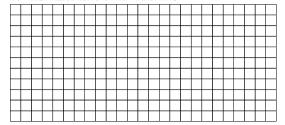


図3 2019年度試験問題における論述問題の一部抜粋

つぎに、試験問題についてである。試験は、第15回 講義終了後の学期末に行われている。試験時間は、90 分間である。その内容は、穴埋め問題と論述問題から 構成されている。前者は1問1点×40問=合計40点、 後者は1問20点×3問=合計60点である。つまり、満 点は100点である。

図 2 は、穴埋め問題の一部を抜粋している。これらは、レジュメから出題されている。

図3は、論述問題の一部を抜粋している。ここでは、 解答用紙にマス目を設け、270字程度での解答が求め られている。

本講義で求められるのは、たんなる知識の丸暗記ではない。それをもとに義務教育制度を主たる対象として、「その成立までの歴史的経緯をふまえたうえで、制度的特質や思想的、理念的意味を学び、加えて関連、内包する諸課題について考察を深めること」にある。そのため、試験問題においては、論述問題を多く取り入れ、その配点を穴埋め問題より高くしている。なお、本学科が小学校教員養成コースと保育士・幼稚園教員養成コースの2コースから構成されていることに照らし、3問のうち1問は比較的前者の、もう1問は比較

的後者の、残りの1間は両者に共通する専門性に考慮 した出題となっている。

#### 2-4、教育原理||の成績

本節では、本講義の成績を受講登録者数、合不合格 者数などによりみてみよう。その際、2016年度から 2019年度の4年間を事例としたい。

まず、登録者数についてである。表1は、本講義の2016年度から2019年度の受講登録者数の推移を示している(中途放棄者を除く)。

これによれば、毎年80名以上の学生が本講義の受講を登録していることがわかる。これは、本講義が小学校および幼稚園教員免許状必修科目であることから、その配当学年である本学科3年生のほぼ全員が登録していることによる。

つぎに、合格者数についてである。表 2 は、本講義の2016年度から2019年度の合格者数および合格率の推移を示している。

これによれば、いずれの年度においても、合格者数がほぼ20名程度で推移していることがわかる。これに伴い、合格率もほぼ20%台で推移している。一方、2019年度の合格者数は58名、合格率は67.4%となっている。果たして、その理由は何か。とくに問題の難易

表1 本講義における2016年度から2019年度までの受 講登録者数の推移

(単位:名)

年度	2016	2017	2018	2019
登録者数	87	88	83	86
Called to A Manual Devices to Manual A A Manual A				

(出典)本学教務課提出資料より作成。

表 2 本講義における2016年度から2019年度までの合格者数および合格率の推移

年度	2016	2017	2018	2019
合格者数(名)	26	19	18	58
合格率(%)	29.9	21.6	21.7	67.4
(11 44) 1-24 4/36 = 14 1/36 4/3 ) 3 /6 2				

(出典)本学教務課提出資料より作成。

表 3 本講義における2016年度から2019年度までの不 合格者数および不合格率の推移

年度	2016	2017	2018	2019
不合格者数(名)	61	69	65	28
不合格率(%)	70.1	78.4	78.3	32.6

(出典) 本学教務課提出資料より作成。

表 4 本講義における2016年度から2019年度までの再 試験受験者数、合格者数、合格率の推移

年度	2016	2017	2018	
受験者数(名)	61	69	65	
合格者数(名)	60	67	64	
合格率 (%)	98.4	97.1	98.5	

(出典) 本学教務課提出資料より作成。

度を下げたわけではないことに照らすならば、素直に 学生の努力が合格者数および合格率の向上につながっ たと考えるべきであろう。

一方、不合格者数についてである。表 3 は、本講義の2016年度から2019年度の不合格者数および不合格率の推移を示している。

これによれば、2016年度から2018年度までの不合格 者数がほぼ60名台で推移していることがわかる。合格 者と不合格者が相反する関係にあることを考えれば、 この結果は当然である。これに伴い、不合格率も、ほ ぼ70%台で推移している。一方、2019年度の不合格者 数は28名、不合格率は32.6%であった。

ところで、不合格者には再試験の受験が許可されている。では、その結果は、如何なるものであったのか。 表4は、本講義の2016年度から2018年度の再試験受験 者数および合格者数、そして合格率の推移を示している。

これによれば、2016年度から2018年度までの再試験受験者のうち、毎年数名の不合格者すなわち来年度再履修者が存在するものの、ほぼ全員が合格していることがわかる。もちろんこれは、学生の努力によるところも大きいが、再試験においては、本試験問題と同一の出題がなされる、また再試験不合格者に対しても再々試験などの受験の道が開かれるといった救済措置によるところも少なくないであろう。

#### 2-5、教育原理||の評価

本節では、本講義の評価を授業アンケートの結果によりみてみよう。ここでも、2019年度を事例としたい。なお、本学の授業アンケートは、「自己評価」、「授業評価」、「総合評価」、「学生による授業評価:自由記述用紙」により構成されている。

まず、「自己評価」についてである。これは、①「欠席または遅刻せずに受講しましたか」ほか合計 5 問の設問について、「そう思う」、「まあそう思う」、「どちらとも言えない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」を選択することにより評価されている。表 5 は、各設問について、「そう思う」を選択した学生の割合に注目し、本講義と他の講義科目を比較している。なお、他の講義科目における「そう思う」を選択した学生の割合とは、すべての講義科目の平均値をさす。

これによれば、②「授業中に私語を慎んでいましたか」については他の講義科目を1.8%下回っているものの、他の4間についてはそれを上回っていることがわかる。とくに③「授業の要点をノートにとりましたか」は20.8%、④「質問・発言するなどして、積極的・意欲的でしたか」は19.6%、⑤「あなたの取組を総合的に評価してください」は19.3%と、いずれも他の講義科目を20%程度上回る成績をおさめている。

つぎに、「授業評価」についてである。これは、① 「教員に熱意は感じられましたか」ほか合計10間の設問について、「そう思う」、「まあそう思う」、「どちらとも言えない」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」を選択することにより評価されている。表6は、各設問について、「そう思う」を選択した学生の割合

表 5 自己評価各設問における「そう思う」を選択した学生の割合比較

(単位:%)

		(   122 , 0)
	本講義	他の講義科目
①欠席または遅刻せずに受講しましたか	79.3	66.9
②授業中に私語を慎んでいましたか	59.8	61.6
③授業の要点をノートにとりましたか	76.8	56.0
④質問・発言するなどして、積極的・意欲的でしたか	46.3	26.7
⑤あなたの取組を総合的に評価してください	54.9	35.6

(出典)本学教務課提出資料「授業評価アンケート結果」より作成。

表 6 授業評価各設問における「そう思う」を選択したが学生の割合比較

(単位:%)

	本講義	他の講義科目
①教員に熱意は感じられましたか	69.5	68.3
②授業はよく計画・準備され、学習意欲を高める工夫を教員はしていましたか	74.4	62.0
③教員は私語や勉学の妨げとなる行為を注意する等、勉学の環境を良好に保 つよう、配慮していましたか	65.9	60.3
④授業の内容は理解できましたか	53.7	46.8
⑤授業の内容に興味をもてましたか	51.2	51.1
⑥教員の言葉は明瞭で、話し方は聞き取りやすかったですか	64.6	56.7
⑦学習活動の指示や手順、資料等は工夫され、わかりやすかったですか	62.2	54.5
⑧レポート等の課題作成や、自主学習に関する指導は十分でしたか	53.7	49.9
⑨学生からの質問の機会はありましたか	57.3	55.0
⑩この授業は総合的に見て、よかったと思いますか	53.7	56.0

(出典) 本学教務課提出資料「授業評価アンケート結果」より作成。

に注目し、本講義と他の講義科目を比較している。

これによれば、⑩「この授業は総合的に見て、よかったと思いますか」については他の講義科目を2.3%下回っているものの、他の9問についてはそれを上回っていることがわかる。とくに②「授業はよく計画・準備され、学習意欲を高める工夫を教員はしていましたか」は12.4%、④「授業の内容は理解できましたか」は6.9%、⑥「教員の言葉は明瞭で、話し方は聞き取りやすかったですか」は7.9%と、いずれも他の講義科目を上回る成績をおさめている。

そして、「総合評価」についてである<sup>39</sup>。これは、①「この授業について授業以外で勉強した時間(自習時間)はどれくらいですか」、②「この授業に関する自習で利用した場所として一番多かったのはどこですか」という合計 2 間の設問について評価されている。しかし、設問内容に不備があると考えられることから、ここでの結果の考察は控えたい。

最後に、「学生による授業評価:自由記述用紙」についてである<sup>40</sup>。これは、①「この授業でよかったと思う点を書いて下さい」、②「この授業で良くなかったと思う点、改善すべきと思う点を書いて下さい」、③「授業担当教員から指示があった場合、指示されたことについて書いて下さい」という合計 3 間の設問について、自由記述により評価されている。なお、③に

ついてはとくに指示をしなかったことから、実質的に 前2者の設問により評価されている。以下、両者の主 な自由記述を抜粋しよう。①については、「教育の法 律について学べた。ためになった」、「穴埋め問題や関 連した小括で知的関心が呼び起こされた」、「レジュメ がまとめやすかった」、「プリントが毎回あってよかっ た」、「教採にとても役立つものであった」といった回 答が認められる。②については、「むずかしすぎて理 解が大変でした」、「テストが難しすぎ」、「テストの日 程を考えて欲しかった」、「うしろの方だと声が聴きに くかった。ホワイトボードが見にくかった」といった 回答が認められる。前者は、総じて授業内容はもとよ り、レジュメの使用や穴埋め問題を用いた授業の進め 方といった授業方法に関する、また教員採用試験受験 に関する観点からの回答であった。後者は、総じて授 業や試験問題の難易度に関する、また試験日程や施設 設備に関する観点からの回答であった。

#### おわりに

以上、本稿は、今回の大学における教職課程の再課程認定に際して示された教職課程コアカリキュラムと、本学教育原理IIによる「教育に関する制度的事項」の授業実践を対照し、今後のその在り方を展望してきた。その結果、現在の授業実践においても、教職課程

コアカリキュラムに示された「教育に関する制度的事項」の内容についてはほぼ網羅されていることが明らかとなった。しかし一方で、「学校及び地域との連携」、「学校安全への対応」といった内容についてはまったく触れられていないわけではないものの、教職課程コアカリキュラムを斟酌した改善の余地が残されていることも明らかとなった。

また、講義内容以外にも本講義における授業実践を振り返ることにより、その方法についてはICT機器の有効な活用が模索されるべきであること、その成績については決して少なくない不合格者数を改善することなどの課題も判明した。しかし、とりわけ後者については、安易な合格者の輩出がひいては本学教職課程の質の低下を招くことは火を見るより明らかである。そのため、受講者の学力と修得すべき内容・程度のバランスをいかにとるのかを今後検討しなければならない。

なお、本講義の成果については、そうじて良好であると考えられる。しかし、他の講義科目の平均値を下回る設問については真摯に反省し、その改善をめざずべきである。その際、試験日程や施設設備に関する観点からのいわば否定的な回答もみられたことから、授業担当者のみならず、学内の関係機関とも連携をはかりながらその解決に努めたい。

#### 註

- 1 美作大学美作大学短期大学部編『2020年 大学案 内』2020年、7頁。
- 2 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討 会編『教職課程コアカリキュラム』2017年、2頁。
- 3 同前。
- 4 同前、3頁。
- 5 同前。
- 6 同前。
- 7 同前、13頁。
- 8 酒井朗「教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項」(横須賀薫監修、渋谷治美、坂越正樹編『概 説 教職課程コアカリキュラム』2018年、ジダイ社)

38-39頁。

- 9 同前、39頁。
- 10 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討 会編『教職課程コアカリキュラム』、前掲註 2、13頁。
- 11 同前、13頁。
- 12 酒井朗「教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項」、前掲註8、40頁。
- 13 同前。
- 14 同前。
- 15 同前、40-41頁。
- 16 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会編『教職課程コアカリキュラム』、前掲註2、13頁。
- 17 同前。
- 18 酒井朗「教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項」、前掲註 8、42頁。
- 19 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会編『教職課程コアカリキュラム』、前掲註2、13頁。
- 20 同前。
- 21 酒井朗「教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項」、前掲註 8、42頁。
- 22 美作大学編『2020年度 履修要項』2020年、21頁。
- 23 同前。
- 24 同前。
- 25 美作大学美作大学短期大学部編『2020年 大学案 内』、前掲註1、25頁。
- 26 『2020年度 履修要項』2020年、前掲註22、21頁。
- 27 同前。
- 28 美作大学美作大学短期大学部編『2020年 大学案 内』、前掲註1、55-56頁。
- 29 美作大学教務課編『2019年度シラバス 児童学科 授業計画』2019年、125頁。
- 30 同前。
- 31 同前。
- 32 同前。
- 33 同前。
- 34 同前。
- 35 同前。
- 36 同前。

- 37 同前。
- 38 同前。
- 39 本学教務課提供「学生による授業評価:自由記述 用紙」。
- 40 同前。